

シンガポールにおける紛争解決・国際仲裁実務の最前線

近年、日本企業が海外企業との商取引に端を発した紛争に巻き込まれ、海外の紛争解決システムを利用せざるを得ない状況が多数生じています。そのような中で、シンガポールは、シンガポール国際仲裁センター（SIAC）において毎年 200 件以上の仲裁案件が申し立てられているほか、昨年には新たな国際紛争解決機関としてシンガポール国際商事裁判所（SICC）及びシンガポール国際調停センター（SIMC）が設立されるなど、アジアにおける紛争解決地として益々注目を集めています。このような状況を踏まえ、環太平洋法曹協会（Inter-Pacific Bar Association）の日本メンバーで構成する日本 IPBA の会では、シンガポールで 10 年以上に渡り多くの日本企業を代理して国際紛争を処理してきたスレッシュ・ディビアナザーザン弁護士（Oon & Bazul 法律事務所、商事仲裁部門代表パートナー）を講師に招き、最新の国際紛争実務を学ぶ機会を設けました。

同氏には、仲裁地として注目を集める香港、クアラルンプール等との比較も交えながら、シンガポールにおける最新の国際紛争実務について、日本企業が直面する問題、現地の最新動向を、分かりやすく解説していただきます。

書籍には記載されていない実務的秘訣、最新実務、経験豊富な弁護士の率直な意見を聞くことができる貴重な機会ですので、ぜひご参加ください。

第一部 シンガポールにおける紛争解決手続の特徴

1. シンガポール国際仲裁センター（SIAC）が好まれる理由
2. 新たに設立されたシンガポール国際商事裁判所（SICC）及びシンガポール国際調停センター（SIMC）を選択するメリット

第二部 シンガポールにおける紛争解決手続の最新動向

SICC の手続詳細

SIMC の手続詳細

SIAC の仲裁判断に関する最新事例

カクテルパーティ（午後 5 時～6 時：無料）

シンガポールの代表的カクテル「シンガポールスリング」を無料でお楽しみいただけます。



スレッシュ・ディビアナザーザン
弁護士
(Oon & Bazul 法律事務所)

※ 当セミナーでは、英語・日本語の資料が配布されます。
また、日本語の通訳付で行われます。

<セミナー詳細>

日時：2016 年 7 月 22 日（金）午後 2 時～5 時

（受付：13 時半。途中休憩 15 分。質疑応答 30 分）

場所：大江橋法律事務所（東京）《変更になりました！》

住所：東京都千代田区丸の内 2 丁目 2 番 1 号 岸本ビル 2 階《変更後》

参加費：4 千円（IPBA メンバー）／5 千円（非 IPBA メンバー）

申込方法：IPBA 事務局まで Email (ipba@tga.co.jp) 若しくは FAX (03-5786-6778) にて

氏名、企業名(弁護士事務所名)、電話番号、Email アドレス（電話/FAX 番号も可）をご連絡下さい。

日本 IPBA の会 HP から申込書のダウンロードも可能です。<http://ipbajp.com>

申込期限：7 月 15 日（金）

皆さまに一度は考えておいて頂きたい最新のトピックをお話します。

- ① SIMC が新たに設置された理由とは？
- ② 最近議論になっている仲裁判断の執行に関する問題とは？



シンガポール国際仲裁セミナー参加申込書

お名前(ふりがな)	
貴社名	
電話番号	
Eメール	
IPBA メンバー	Yes / No
<p>*参加費は IPBA メンバーの方は 4 千円、一般の方は 5 千円となります。お支払い方法をお選びください。</p> <p><input type="checkbox"/> 当日現金払い <input type="checkbox"/> 銀行振込 (7月20日までにお振込ください)</p> <p>振込先：みずほ銀行 恵比寿支店</p> <p>口座番号(普通) 1116924 / 口座名義：IPBA 日本弁護士の会</p>	

申込締め切り：2016年7月15日(金)

セミナー：2016年7月22日(金) 14:00 - 17:00

お申込・お問い合わせ:IPBA 事務局 ipba@tga.co.jp / FAX: 03-5786-6778